

予防接種事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・マイナンバー制度の開始に当たり、本市では平成27年8月に、法令の規定により予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）を作成しました。
- ・特定個人情報（個人番号を含む個人情報）が記録される情報システムの情報セキュリティに係る重要な変更を行う場合、評価を再実施することが法の規定により必要となります。
- ・今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種証明書の交付において、電子交付機能およびコンビニエンスストア等における自動交付機能が追加されたことによる個人番号の入手方法の増加、本人の同意を要せずにワクチン接種記録システム（VRS）を用いた他市区町村への接種記録照会が可能になる運用変更等が行われたことにより、特定個人情報等の取扱いが新たに生じるため、評価書の修正および見直しを行います。

2 評価の実施手順

- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の修正内容

- ・電子交付機能による接種証明書の交付について追記を行います。
- ・他市町村（特別区を含む。）への接種記録の照会において、個人番号を用いた一括照会を可能とする機能について追記を行います。
- ・接種証明書のコンビニ交付について追記を行います。

4 評価実施後の再評価等

- ・情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。
- ・また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。